

「役所に於て、夜分馳け込み願ひは相成らん、明日附添ひの者と同伴で願ひに来るやう」「明日まで待つて居る位いなら、此處まで此の親爺さんを引張つて来る道理が御座りまへん、今夜の間に埒らちを明けておくれやす」

「明日参れツ……」

「今晚裁いとくれやす……」

「町役附添ふて願ひ出るが天下の法則ぢや、今晚は退れツ、いづれ明朝村役人町役人附添ひの上罷り出でろ、退れツ……」

と争ふて居ります處へ、今時分にお奉行様が御退りになる筈はないが、何かお調物の都合と見へて、御奉行様が今御門を出ようとすると此の騒ぎ。

「コリヤ、何事ぢや」

「ハツ、此の者が斯様々々の次第で」

「ウム左様か、何はともあれ兩人の者を入牢申し附け……」

到頭兩人は牢内へと投り込まれました。

「それ見なはれ、此の年になつてこんな處へ這入るねんやつたら、いつそ安錦橋から身投げして死んだ方がましや」

「サア、お前さんばつかりやない、私かてこんな事に係はらなんだら、今時分茶漬を喰ふてる時分や、菊屋の番頭が拾ふたんぢや、落主は此の人ぢや、オイ俺は助けた者ぢや、何んでこんな處へ入れるのんぢや、オイ阿呆かいな役人、役公、コラ役的、役印」

「喧ましい、靜にいたせ」

「靜に仕てられるかい、こんな無茶をしやがつて」とわい／＼と云ふております。丁度其の夜の十時よ前へ安堂寺町一丁目の會所のお手先が御出張りの上、菊屋治兵衛をお呼び出しに相成り、

「コリヤ、菊屋治兵衛とは其の方か」

「左様で御座ります」

「今日七ツ下り、其の方宅へ酒を飲みに參つた者があろうがな」

「ヘイ、私は所用にて他出いたして居りましたので、一向存じません」

「フン、其の方宅へ參つた兩人は盜賊にて、兩名の者を召捕り取調べたるところが、其の者が白狀いたせしには盗みたる金子二十五兩を其の方宅へ置き忘れたと申す、よつて其の方家内を取調べ、明早朝其の金子を持つて出まする様、併し隠しだてをいたすと爲にならぬぞ、屹度申し聞け置くから不都合の無き様取り計らへ」